

消費生活だより
～くらしの危険～
ネット通販 あらかじめ入っているチェックに注意！

Q



ネットで約千円のサプリを注文した。届くのは1箱だと思っていたのに、6箱届き請求額は2万円だった。間違いだと思い事業者に電話をすると「3ヶ月コースの注文を受けている」と言われた。サイトを改めて確認したところ「3ヶ月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得がいかないので返品したい

A



- ネット通販で、消費者が気付きにくいかたちで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文設定前に確認しましょう。
- ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品、サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

7月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/2(水)、16(水)	☎ 22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	7/9(水)、23(水)	☎ 43-0070
養老町	7/7(月)、22(火)	☎ 32-1108
神戸町	7/14(月)、28(月)	☎ 27-3111
輪之内町	7/3(木)、17(木)	☎ 68-0185
安八町	7/10(木)、24(木)	☎ 64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎ 22-1152